

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援医療(精神通院)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、自立支援医療(精神通院)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院)に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援医療(精神通院)に関する事務を行っている。 「特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の手続について」 ・自立支援医療費(精神通院)の申請受理 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定、変更
③システムの名称	障害者総合支援システム、SWAN福祉総合システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条表中144、145、146の項 情報提供の根拠 ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 辰巳 佳世	障がい福祉課長 西岡 充	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 西岡 充	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	IV リスク対策	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年9月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴うズレを修正
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日	令和5年6月30日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日	令和5年6月30日	事後	
令和6年5月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月30日	令和6年4月1日	事後	
令和6年5月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月30日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	・番号法第9条第1項及び別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 情報提供の根拠 ・なし	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表中144、145、146の項 情報提供の根拠 ・なし	事後	